

国民年金保険料の納付が困難な方は

申請を！

問 伊奈庁舎国保年金課（内線4402）

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

土浦年金事務所 ☎ 029 - 825 - 1170



経済的な理由などで国民年金保険料を納めるのが困難な方のために、令和7年度分（令和7年7月～令和8年6月）の「保険料免除」および「納付猶予（50歳未満の方の保険料猶予）」の申請を7月1日（火）から受け付けます。

※申請以前に納付している月分については、適用されません。

※さかのぼって承認された免除期間は、障害年金や遺族年

金の請求をするための基準に含まれない場合があります。申請手続きはお早めをお願いします。

※過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって申請できます。

※学生および任意加入被保険者の方は対象外です。学生の方は、学生納付特例制度をご利用ください。

申請に必要なもの

年金手帳または基礎年金番号通知書、身分証、委任状（ご本人以外が申請する場合）など

※失業したことを理由とする申請の場合は、「雇用保険被保険者離職票」「雇用保険受給資格者証」などの写し

※過去に失業理由の免除などの申請をしたことがある場合は、離職票などの添付を省略できることがあります。

保険料納付猶予制度

50歳未満の方で、本人と配偶者の前年所得が下記の金額以下の場合、ご本人が申請書を提出し承認されると、保険料の納付が猶予されます。

▶ 納付猶予となる所得基準

（扶養親族等の数＋1）× 35万円＋32万円

※年度途中で50歳に到達する場合は、到達する月の前月まで（1日生まれの場合は、前々月まで）が猶予されます。

※猶予を受けた期間は、老齢基礎年金を受給するための期間には含まれますが、年金額には反映されません。

保険料の追納

免除・猶予された保険料は、10年以内に納付（追納）することができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が上乗せされます。

保険料免除制度

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合や失業した場合、ご本人が申請書を提出し承認されると、保険料の納付が免除されます。

	免除の種類および保険料 (納付額/月)		免除対象となる所得基準
全額免除	全額免除	0円	(扶養親族等の数＋1) × 35万円＋32万円
一部納付制度	4分の1納付	4,380円	88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など
	半額納付	8,760円	128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など
	4分の3納付	13,130円	168万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額など
免除がない場合		17,510円	

※「一部納付制度」は、納付すべき保険料を納付しなかった場合、未納と同じ扱いとなるのでご注意ください。

免除申請は毎年度必要です

免除申請は、原則として毎年度必要です。

ただし、失業や災害以外の理由で「全額免除」または「納付猶予」の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き同様の免除・猶予の承認を希望する場合は、あらかじめ継続の意思を示すことにより申請があったものとして取り扱い、自動的に審査します。

※承認の区分が変更された場合や、所得の確認ができない場合は、改めて申請が必要です。